

議会基本条例の評価・検証シート 記入要領等

【全般的事項】

★評価・検証シートについて

- この評価・検証シートは、議会基本条例に定める事項の実施状況を把握し、今後の議会改革を進めるに当たっての基礎資料とすることを目的に行うものです。
- 今回の議会改革の調査・検討においては、まずは「佐伯市議会の現状」をどれだけ具体的かつ明確に把握できるか、本「評価・検証シート」の精度の高さが重要なポイントとなりますので、議員各位の御協力をお願い致します。

★提出期限：令和8年4月10日

【記入要領】

★「取組状況・実績、実情等」の欄

- 議会基本条例の各条文の内容やその趣旨を改めて紐解いていただく中で、その実現に当たって実際にどのような取組を行っているのか、あるいはどのような実情にあるのかについて整理、記入願います。
- 評価等に当たり実績値（数値データ等）を必要とする場合（参考にしたい場合）は、事務局にご連絡ください。

★「評価」の欄

- 評価は、現在の条文に規定する目的や取組がどれだけ達成できているかを測るものです。その評価として、それぞれの達成度合に応じて、次の「A」～「D」のいずれかにより判定します。
 - ・「A」 --- 達成されている（取組が満足できる）
 - ・「B」 --- 概ね達成されている（取組が概ね満足できる）
 - ・「C」 --- 一部達成されている（取組がやや不足している）
 - ・「D」 --- 今後努力を要する（取組が不十分）

※各シートでは、上記のいずれかを「プルダウンメニュー」から選択ください。

★「評価の理由・問題点等」の欄

- 上記の評価（達成度合）に至った理由を要約し、記入願います。また、条文の規定を実現するに当たり不足する取組や改善が必要な項目等、問題点がある場合は記入願います。
- 特に評価が「C」・「D」の場合は、必然的に問題点も伴ってくるものと思われるので、必要に応じて整理、記入願います。

★「その他意見等（自由記載）」の欄

- 上記以外に、各条文の内容等に関連して、問題点や疑問点等ご意見がある場合はこちらに記入願います。

★「各会派の名称」

一志会→一志 さいきを元気にする会→元気 さいき会→さい
彗星会→彗星 公明党→公明 で表記をしています。

【目次】

	ページ
I 総則	
第1条（総則）	2
第2条（基本理念）	2
II 議会の使命及び活動原則	
第3条（議会の使命及び活動原則）	3
III 議員の使命及び活動原則	
第4条（議員の使命及び活動原則）	5
第5条（会派）	7
IV 市民と議会の関係	
第6条（市民参加及び市民との連携）	8
第7条（議会モニター制度）	10
V 市長等と議会の関係	
第8条（市長との関係）	11
第9条（議論の充実）	11
第10条（監視及び評価）	12
第11条（議決事件の拡大）	12
VI 議会機能の強化	
第12条（議会機能の強化）	13
第13条（議会事務局の体制整備）	14
第14条（議員定数）	15
第15条（議員報酬）	16
第16条（議員研修の充実）	16
第17条（政務活動費）	16
第18条（議会広報の充実）	17
第19条（議会図書室の充実）	18
第20条（調査機関の設置）	18
第21条（予算の確保）	18
VII 会議の運営	
第22条（自由討議の保障）	19
第23条（委員会の活動）	20
VIII 政治倫理	
第24条（政治倫理）	22
VIII 最高規範性を見直し手続	
第25条（最高規範）	22
第26条（議会及び議員の責務）	22
第27条（見直し手続）	22

議会基本条例の評価・検証シート（会派用）

条 文			条文の趣旨・解説	会派名	取組状況・実績、実情等	評価	評価の理由・問題点等	主な関連条文
第1条（目的）								
—	—	この条例は、市民に開かれた活力ある議会を構築するために必要な基本理念、議会及び議員の使命及び活動原則その他議会の運営に関する基本的事項を定めることにより、合議制の機関である議会の役割を明確にし、議会が市民の負託にこたえ、もって公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。	この条例の直接の目的として、議会の役割を明確にし、市民の負託にこたえること、さらに究極の目的として、本来のあるべき議会活動を行うことにより、市政の発展に寄与することを定めています。	一志		A		全条文
				元気	日頃から課題を感じたら、会派内で話合ってる。	C		
				さい		A		
				彗星		B		
				公明		B		
第2条（基本理念）								
—	—	議会は、市民を代表する市政最高の意思決定機関として市民の意思を市政に反映させるため努力を惜しまずその活動に専念し、公平かつ公正な議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指すものとする。	佐伯市議会の議決により、市民の意思が確定することを踏まえ、主権者である市民の意思を的確に市政に反映させるための努力をし、その結果として、憲法で保障する地方自治の実現を目指すことを定めています。	一志		B		全条文
				元気	委員会において、自由討議の採用も少しだが行えた。	B		
				さい		B		
				彗星		B		
				公明		B	議会モニターや議会報告会で市民の声を聞く機会はあるが、参加人数に限りがありまだ十分とは言えない。	

【評価について】		【その他意見等（自由記載）】			
評価については以下により判定する。 ・「A」 --- 達成されている（取組が満足できる） ・「B」 --- 概ね達成されている（取組が概ね満足できる） ・「C」 --- 一部達成されている（取組がやや不足している） ・「D」 --- 今後努力を要する（取組が不十分）					

議会基本条例の評価・検証シート（会派用）

条 文			条文の趣旨・解説	会派名	取組状況・実績、実情等	評価	評価の理由・問題点等	主な関連条文
第3条（議会の使命及び活動原則）								
1 項	—	議会は、合議制の特性を生かし、民意を代表する議員の議会活動を通じて、市民の多様な意見を集約し、市政に適切に反映させることを使命とする。		一志		B		④、⑥、⑦、 ⑱
				元気		B		
				さい		A		
				彗星		B		
				公明		B	各議員が地元の問題点や要望を一般質問し地域に貢献しているが、考えが偏る傾向にある。	
2 項	—	議会は、前項の使命を果たすために、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。			（各号において評価）	—	—	
〃	1 号	公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。	議会の使命とその使命を果たすための議会の活動原則について定めています。	一志		B		⑥、⑦、⑱、 ㉓
				元気		B		
				さい		A		
				彗星		B		
				公明		A	前回の検証理由と同じ。少し映像に頼りすぎな面もある。活字で発信する必要もある。	
〃	2 号	市民の多様な意見を的確に把握し、政策形成に反映できるよう市民参加の機会の拡充に努めること。	議会の使命は、選挙で選ばれた議員が市民の多様な意見を持ちより、その意見を議員同士で話し合い、集約し、市政に反映させることを使命と定めています。いわゆる憲法で保障されている議事機関を解釈したものです。 さらに、その使命を果たすためにどのような活動をすればよいか、議会の活動原則を定めています。	一志		B		⑥、⑦、㉓
				元気		B		
				さい		B		
				彗星		B		
				公明	議会モニター、議会報告会、議員と語る車座、各議員が開催する報告会など。	C		
〃	3 号	把握した市民の意見の下に政策提言、政策立案等の強化に努めること。		一志		C		⑥、⑧、⑨、 ⑫、⑰
				元気		D		
				さい		B		
				彗星		C		
				公明	政策研究会のテーマの選定にももっと市民の意見を反映させなければいけないと思う。	B		

議会基本条例の評価・検証シート（会派用）

条 文			条文の趣旨・解説	会派名	取組状況・実績、実情等	評価	評価の理由・問題点等	主な関連条文
//	4号	議会内での申し合わせ事項は、不断に見直しを行うこと。		一志		A		
				元気		A		
				さい		A		
				彗星		A		
				公明		A	議運は頻繁に行われ見直されていると思う。しかしながら少数意見なのか、多数意見なのか分かりづらい。	
//	5号	市民の傍聴の意欲を高める議会運営を行うこと。		一志		C		⑳
				元気		D	傍聴の意欲を高める議会運営とは？具体的な目標を定めたらどうか。	
				さい		A		
				彗星	昨年改選後より傍聴者が増えている。YouTubeやSNSの配信による効果。傍聴規則の見直しに取り組んでいる。	B		
				公明	傍聴に関しては議員の支援者がほとんどのように思われます。一般の市民はまだ関心が薄ように感じる。	B	議会中でも市役所には沢山の市民の方が訪れます。その方々のお一人でも六階に上がっていただける努力をする。	

【評価について】		【その他意見等（自由記載）】			
評価については以下により判定する。 ・「A」 --- 達成されている（取組が満足できる） ・「B」 --- 概ね達成されている（取組が概ね満足できる） ・「C」 --- 一部達成されている（取組がやや不足している） ・「D」 --- 今後努力を要する（取組が不十分）					

議会基本条例の評価・検証シート（会派用）

条 文			条文の趣旨・解説	会派名	取組状況・実績、実情等	評価	評価の理由・問題点等	主な関連条文	
第4条（議員の使命及び活動原則）									
1 項	—	議員は、市民の直接選挙によって選ばれた公職として、常に市政の課題を把握し、公益性の見地から、市全体を見据え、市民の多様な意見を市政に反映させることを使命とする。		一志		B		③、⑥、⑦、 ⑱	
				元気		B	佐伯市には働く所が少ないと言う市民の声をうけ、執行部だけでなく議員も企業誘致調査特別委員会を設置して企業誘致にむけた活動をしている。		
				さい		B			
				彗星		B			
				公明	前回の検証と同じ意見です。	B	市全体の公益性を議員全員の共通認識になっていない部分がある。		
2 項	—	議員は、前項の使命を果たすために、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。				(各号において評価)	—	—	
〃	1 号	議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。		一志		B		⑫	
				元気	表決に至るまでの経過も市民に知ってもらえる様に心がけている。	C			
				さい		A			
				彗星		C			
			公明	会派や個人で勉強会の実施が必要である。その中から自由な討議が生まれると思う。	D	全議員で自由な討議をする時間が少ないように感じる。			
〃	2 号	市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんにより資質の向上を図ること。	一志		C		③、⑥、⑦、 ⑩、⑱		
			元気		B				
			さい	まだまだ研鑽が求められる。	C				
			彗星	議会報告会の開催。 一般質問をする議員が多いのが佐伯市議会の特徴。良い悪いは、別にして。	B	議会の規範となる地方自治法や条例、会議規則等を把握できていないのではないか。勉強不足。			
			公明	前回の件と同感です。	C				

議会基本条例の評価・検証シート（会派用）

条 文			条文の趣旨・解説	会派名	取組状況・実績、実情等	評価	評価の理由・問題点等	主な関連条文
//	3号	議会の構成員として全市民の福利の向上を目指し活動すること。		一志		C		
				元気		C		
				さい		A		
				彗星	頑張っていると信じたい。	B		
				公明	議会報告会の開催や市民との車座など多様な意見を拝聴する場を設けている。	C	市民の多様なニーズを議員全員が意識的観点で鈍感なのかもしれない。	
//	4号	議会活動について、市民に対する説明責任を果たすこと。		一志		C		⑤、⑥、⑰、 ⑳
				元気	議会報告書の配布を行なっている。	B	報告書作成経費がかかる。政務調査費だけでは足りない。	
				さい		B		
				彗星	広報の充実。 議会報告会での対応。	B		
				公明	議員個人個人が地域の方々とつながることが大事。各コミュニティと連携する事が大事。	B	昨今全国の地方議会が注目されていることは事実。各議員の意識が足りないと感じる。	

【評価について】		【その他意見等（自由記載）】			
評価については以下により判定する。 ・「A」 --- 達成されている（取組が満足できる） ・「B」 --- 概ね達成されている（取組が概ね満足できる） ・「C」 --- 一部達成されている（取組がやや不足している） ・「D」 --- 今後努力を要する（取組が不十分）					

議会基本条例の評価・検証シート（会派用）

条 文			条文の趣旨・解説	会派名	取組状況・実績、実情等	評価	評価の理由・問題点等	主な関連条文
第5条（会派）								
1 項	—	議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。	政策集団としての会派は、法律で明文化されていないことから、この条例にうたうことにより活動の根拠規定としています。	一志		A		③、⑥、⑦、 ⑱
				元気		A		
				さい		A		
				彗星		A		
				公明		A	無会派の議員と会派の議員の議員活動の制限があることの是非を問う。	
2 項	—	会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成するものとする。		一志		A		③、⑥、⑦、 ⑱
				元気	政策毎に意見が分かれる事があって自然だと思うので、会派内での調整を強制するのは如何なものか。	A		
				さい		A		
				彗星		A		
				公明	現状の会派結成は政策意識より仲間意識が強い。	A		
3 項	—	会派は、議会活動について、市民に対し説明するよう努めなければならない。		一志		A		④、⑰
				元気		A		
				さい	会派としての活動報告は足りてない。	A		
				彗星		A		
				公明	他の会派の活動がわからない状態。	A	市民が会派を十分に理解していない状況。	
【評価について】					【その他意見等（自由記載）】			
評価については以下により判定する。 ・「A」 --- 達成されている（取組が満足できる） ・「B」 --- 概ね達成されている（取組が概ね満足できる） ・「C」 --- 一部達成されている（取組がやや不足している） ・「D」 --- 今後努力を要する（取組が不十分）								

議会基本条例の評価・検証シート（会派用）

条 文			条文の趣旨・解説	会派名	取組状況・実績、実情等	評価	評価の理由・問題点等	主な関連条文
第6条（市民参加及び市民との連携）								
1 項	—	議会は、佐伯市情報公開条例（平成17年佐伯市条例第13号）との整合を図りつつ、その有する情報を市民に公開するとともに、説明責任を十分に果たさなければならない。	【1 項】この条の柱として情報の公開と説明責任を定めています。 【2 項】議会の会議は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、全員協議会及び各派代表者会議があります。さらに、新たに政策研究会、議会モニターから意見を聴く場など、様々な会議を予定しておりますが、これらの会議をすべて原則公開とするものです。ただし、傍聴者の人数が多い場合、利害関係者である場合、会議を秘密会とした場合などは会議場に入室できないこともあります。 【4 項】市民の皆さんから議会へ提出された請願や陳情については、これまで提出者の願意や意見は求めていませんでしたが、事実上、提出者の意見の陳述を保障するものです。	一志		A		③
				元気		A		
				さい		A		
				彗星		A		
				公明		A		
2 項	—	議会は、本会議その他すべての会議を原則として公開するものとする。		一志		A		③
				元気		A		
				さい		A		
				彗星		A		
				公明		A		
3 項	—	議会は、参考人制度及び公聴会制度を十分活用して、市民の専門的又は政策的識見等を求めるとともに多様な広報公聴手段を活用し、一般市民の声を積極的に聴取するものとする。		一志		B		③、⑦
				元気		B		
				さい	必要な機会がなかったようにも感じられるが、市民の声を聴取する一層の努力が求められる。	C		
				彗星		B		
				公明		B		
4 項	—	議会は、請願及び陳情を市民による政策提言と位置づけ、その審議においては、原則として当該請願及び陳情をした者の意見を聴く機会を設けるものとする。		一志		A		③
				元気		A		
				さい		A		
				彗星		A		
				公明		A		

議会基本条例の評価・検証シート（会派用）

条 文			条文の趣旨・解説	会派名	取組状況・実績、実情等	評価	評価の理由・問題点等	主な関連条文
5 項	—	議会は、重要な議案に対する各議員の表決の結果を議会広報で公表する等、議員の活動に関し市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。	【５項】議員は市民から直接選挙で選ばれていることを踏まえ、重要な議案に対する議員の賛否を公表することで、政治的責任を明確にしようとするものです。 【７項】市民との直接対話によって本市議会の機能を高め、活力ある市政の発展に資する趣旨で議会報告会を開催するものです。これは議員個人の報告会ではなく、議会の機関として広報公聴の機能を果たすため、地域に出向いて議会活動を報告し、議員みずから市民の質疑に答弁し、市政に関する情報の提供に努めるとともに、市政に対する提言、議会活動に対する批判や意見などを聴取し、課題の解決に向け努力することで、市民と議会との信頼関係を築こうとするものです。	一志		A		③
				元気		A		
				さい		A		
				彗星		A		
				公明		A		
6 項	—	議会は、議案等を議決したときは、その議決責任を深く受けとめるとともに、市民に対して当該議決に至る経過及びその理由を説明する責務を有するものとする。		一志		A		③
				元気		A		
				さい		A		
				彗星		A		
				公明		A		
7 項	—	議会は、前項の責務を果たすため、すべての議員の参加の下、議会報告会を年１回以上開催するとともに、報告事項等に関して市民から提出された意見をもとに議会運営の改善、政策提言等に反映させるよう努めるものとする。		一志		A		③
				元気		A		
				さい		B		
				彗星		A		
				公明		A		

【評価について】		【その他意見等（自由記載）】			
評価については以下により判定する。 ・「A」 --- 達成されている（取組が満足できる） ・「B」 --- 概ね達成されている（取組が概ね満足できる） ・「C」 --- 一部達成されている（取組がやや不足している） ・「D」 --- 今後努力を要する（取組が不十分）					

議会基本条例の評価・検証シート（会派用）

条 文			条文の趣旨・解説	会派名	取組状況・実績、実情等	評価	評価の理由・問題点等	主な関連条文
第7条（議会モニター制度）								
1 項	—	議会は、市民を構成員とする議会モニターを設置するものとする。	市民の意思と議会の意思がかい離することは避けなければなりません。このことを念頭に、住民自治を基軸とする観点から、また見えにくい市議会の活動を知らしめる観点から「議会モニター制度」を設けました。 議案等に対する意見を聴取する場合、現行制度では参考人制度や公聴会制度がありますが、議会の日程上の問題もあり、人選などを含めて市民とのコンタクトを取りづらい側面があります。 そこで、市民によって組織する各種団体等を議会モニターとして登録させていただき、議会の申し出により、いつでも意見聴取できる体制を整え、議案審査等に生かそうとするものです。 この制度の導入は、モニターとの意見交換を通じ、相互の情報の共有を経て、参考人制度や公聴会制度をより活用しようとする狙いもあります。	一志		A		③、⑥
				元気		A		
				さい		A		
				彗星		A		
				公明		A		
2 項	—	常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会（以下これらを「委員会」という。）は、重要な議案等を審査する場合において必要と認めるときは、当該議案等に対する議会モニターの意見を聴取するものとする。		一志		B		③、⑥
				元気		C		
				さい	審査において、議会モニターの意見を活用する機会が少ない。	C		
				彗星		C		
				公明	十分な活用がされていない。	D		
3 項	—	議会は、議会モニターから議会の運営等に関する要望、提言その他の意見を聴取し、議会活動の改善に努めるものとする。この場合において、委員会は、必要に応じ当該委員会における審査の過程等の説明を行うものとする。		一志		C		
				元気		C		
				さい		B		
				彗星		C		
				公明		C		
4 項	—	議会モニターの運営に関しては、議長が別に定める。				佐伯市議会モニター設置要綱	—	（評価対象外）

【評価について】		【その他意見等（自由記載）】			
評価については以下により判定する。 ・「A」 --- 達成されている（取組が満足できる） ・「B」 --- 概ね達成されている（取組が概ね満足できる） ・「C」 --- 一部達成されている（取組がやや不足している） ・「D」 --- 今後努力を要する（取組が不十分）					

議会基本条例の評価・検証シート（会派用）

条 文			条文の趣旨・解説	会派名	取組状況・実績、実情等	評価	評価の理由・問題点等	主な関連条文	
第8条（市長等との関係）									
－	－	議会は、二元代表制の下、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との立場及び権能の違いを踏まえ、緊張ある関係を構築し、事務執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言等を通じて市民福祉の向上と市政の発展に取り組まなければならない。	地方自治体では、首長と議会議員をともに選挙で選ぶという二元代表制をとっています。これに対し、国では、内閣を支持する政党とそれ以外の政党に分かれ、与野党関係が生じます。しかし、二元代表制の下では与野党関係は生じません。その特徴は、ともに住民を代表する独任制の首長と合議制の議会が相互の抑制と均衡によって緊張関係を保ちながら行政を進める制度になっています。 例えば、市長と議員の間でなれ合いがあれば、十分な監視及び評価の機能が果たせない状況が生まれますが、このようなことは許されません。機関として対立した上で、政策等を巡って競争し、市政の発展に取り組むという大原則を規定しています。	一志		B		③、⑩、⑫	
				元気		C			
				さい		B			
				彗星		B			
				公明	新人議員は市長との関わりが少なく適性を余り理解していない。	C	新人は議会の仕組みを学ぶ機会が必要。		
第9条（議論の充実）									
1 項	－	議会の会議における質疑応答は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うことができる。	本市議会では、平成20年9月議会から、一般質問において従来の総括質問方式に加え一問一答方式を採用しましたが、現在ではほとんどの議員が一問一答方式により行っています。今回、議案質疑においても一問一答方式で行うことができるよう、規定しています。また、議員の質問等は「言いつばなし」が多いと言われており、市長等も質問に答えるだけでは議論が深まらないことから、議論を充実させる意味で、すべての会議においてすべての職員に対し反問権を与える規定を設けるとともに、議員や委員会が政策条例案等を提出した場合、公平な議論を交わす観点から、市長等が提案者（議員）に対し質疑を行う機会を設けました。	一志		A			
				元気		A			
				さい	条文が実態とズレがある。見直しの検討がいる。	B			
				彗星		A			
				公明		B			
2 項	－	議長又は委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、議会の会議及び委員会において議員の質疑、質問、政策提言、議員提出議案等に関して、市長等及びその補助職員に対して、発言の許可を与え、反問し、又はその趣旨を確認する機会を付与するものとする。		一志		A			
				元気		A			
				さい		A			
				彗星		A			
				公明		A			
3 項	－	議会は、市長等が提案する重要な施策等について、必要に応じてその政策形成過程の説明を求めるものとする。		一志		A			
				元気		A			
				さい		A			
				彗星		A			
				公明		A			
4 項	－	議会は、予算及び決算の審議に当たっては、市長に対し、分かりやすい施策別又は事業別の説明資料を求めるものとする。		一志		A			
				元気		A			
				さい		A			
				彗星		A			
				公明		A			
【評価について】					【その他意見等（自由記載）】				
評価については以下により判定する。 ・「A」 --- 達成されている（取組が満足できる） ・「B」 --- 概ね達成されている（取組が概ね満足できる） ・「C」 --- 一部達成されている（取組がやや不足している） ・「D」 --- 今後努力を要する（取組が不十分）									

議会基本条例の評価・検証シート（会派用）

条 文			条文の趣旨・解説	会派名	取組状況・実績、実情等	評価	評価の理由・問題点等	主な関連条文
第10条（監視及び評価）								
1 項	—	議会は、市長等が提案する重要な施策等について、必要に応じてその政策形成過程の説明を求めるものとする。	議会は、予算等の議案を議決し、市長に執行させ、それを監視し評価する役割があります。議会が議決しなければ市長等の執行機関は動きがとれません。しかし、議決したからには、それが適正に執行されているか監視・評価することは当然のことです。仮に議会が監視しなければ、市長は独任制の機関ですから、市長を抑制する機能が果たせなくなります。この意味においても憲法で保障された議会は重要な役割を担っています。	一志		A		⑧
				元気		A		
				さい		A		
				彗星		A		
				公明		A		
2 項	—	議会は、市長等の事務の執行の効果及び成果について評価し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じるものとする。		一志		C		⑧
				元気	7を強化するべき。	C		
				さい		A		
				彗星	政策研究会や特別委員会を設置。 決算委員会での議論の充実。 そもそも評価できるだけの知識と技量があるのか？	B		
				公明		C		
第11条（議決事件の拡大）								
1 項	1号～3号	議会は、市政における重要な計画等の決定に参画するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の規定により、議会の議決すべき事件を次のように定める。 （1）佐伯市総合計画基本構想に基づく基本計画を策定し、又は変更すること。 （2）佐伯市都市計画マスタープランを策定し、又は変更すること。 （3）佐伯市長期総合教育計画を策定し、又は変更すること。	法第96条第1項では、議会が議決しなければならない15項目が規定されていますが、同条第2項ではこれ以外に「議決事件を追加できる」規定が置かれています。 この項目を追加する意義は、追加した基本計画等について、議会が市の方向性に責任を持ち、市長の行う行政をより確実にチェックできることです。 なお、議決事件以外についても合議制の特性を生かし、法に基づかない事実上の決議を行い、市の方向性を制御する役割も担っています。	一志		A		
				元気		A		
				さい		A		
				彗星		A		
				公明		A		

【評価について】		【その他意見等（自由記載）】			
評価については以下により判定する。 ・「A」 --- 達成されている（取組が満足できる） ・「B」 --- 概ね達成されている（取組が概ね満足できる） ・「C」 --- 一部達成されている（取組がやや不足している） ・「D」 --- 今後努力を要する（取組が不十分）					

議会基本条例の評価・検証シート（会派用）

条 文			条文の趣旨・解説	会派名	取組状況・実績、実情等	評価	評価の理由・問題点等	主な関連条文
第12条（議会機能の強化）								
1 項	—	議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。	議会の役割は、市の意思を確定させること、政策を立案すること、意見書・決議等の提出により国等に対し意見を表明すること、請願・陳情を審議すること、市長等が行う事務を監視・評価すること、そしてこれらの内容を市民に説明することです。この役割の一つとして、前文にうたう「政策条例の提案」を具現化する議会機能の強化が問われています。 議案の修正は、より地域に適し住民を豊かにする条例となるよう、議論を深め政策水準を高めようとするものです。また、決議等については、議会に執行権がなくとも、統制機能を果たすため、市の重要な構想等について、議会の意思を表明する努力が必要になります。現状では、全員協議会で、執行機関から重要な構想等について説明があっても、議会の機関として議員同士で討議していないのが現状です。 さて、地方議会は、「質問の場に化している」と言われています。とりわけ、一般質問は、市民の多様な意見を市政に反映させる観点から重要ですが、議会の意思は集約しません。一般質問は、議会としての合議制の役割を放棄したままの状態です。ここで、議員個々の一般質問等を貴重な資源として、特に市民の福祉の向上につながるものについて、政策研究会を設け、議員同士で討議し、政策立案等に昇華させようとする規定を設けました。	一志		B		③、⑧、⑩、⑰
				元気		C		
				さい		A		
				彗星		B		
				公明		C		
2 項	—	議会は、市の政策水準の向上を図るため、条例の提案、議案の修正、決議等を通じて市長等に対し、政策立案及び政策提言を行うものとする。		一志		B		③、⑧、⑩、⑰
				元気		C		
				さい		B		
				彗星		B		
				公明		C	条例や政策に対して議員が別案の政策を提出することは極めて稀である。	
3 項	—	議会は、市政に関する議員の一般質問等における政策提案又は政策提言について、必要があると認めるときは、その政策立案に向けた調査、研究等を行うための政策研究会を設け、その具現化に努めるものとする。		一志		A		③、⑧
				元気	政策提言が市政に反映されていないように感じる。	A		
				さい		A		
				彗星		A		
				公明		B		
4 項	—	政策研究会の組織及び運営に関しては、議長が別に定める。			佐伯市議会政策研究会設置規程	—	（評価対象外）	

【評価について】			【その他意見等（自由記載）】			
評価については以下により判定する。 ・「A」 --- 達成されている（取組が満足できる） ・「B」 --- 概ね達成されている（取組が概ね満足できる） ・「C」 --- 一部達成されている（取組がやや不足している） ・「D」 --- 今後努力を要する（取組が不十分）						

議会基本条例の評価・検証シート（会派用）

条 文			条文の趣旨・解説	取組状況・実績、実情等	評価	評価の理由・問題点等	主な関連条文
第13条（議会事務局の体制整備）							
1 項	—	議会は、議会の政策立案機能を充実させるとともに、円滑かつ効率的な議会運営を行うため、議会事務局の調査、政策法務その他の機能の充実を図るものとする。	議会機能の強化を図るためには、議員をサポートする議会事務局の体制整備が不可欠です。 地方議会における議会事務局の職員は、市長部局等の職員と比べると圧倒的に少ない人数で対応しています。このため、市民の福祉の向上につながる政策条例を年間を通じて提案するには、現状の人数では対応できないことも確かです。	（議長及び事務局にて整理）			
2 項	—	議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任免権を行使するものとする。この場合において、市長等は、議会事務局の職員人事に関して、あらかじめ議長と協議しなければならない。	今後、二元代表制の趣旨に従い、議会がその役割を果たしていけばいくほど執行機関との対立・競争は避けられません。 そこで、定数も含め法律で認められた議長の人事権を行使し、市長等と十分協議する規定を置きました。	（議長及び事務局にて整理）			
【評価について】							
評価については以下により判定する。 ・「A」 --- 達成されている（取組が満足できる） ・「B」 --- 概ね達成されている（取組が概ね満足できる） ・「C」 --- 一部達成されている（取組がやや不足している） ・「D」 --- 今後努力を要する（取組が不十分）							

【その他意見等（自由記載）】

議会基本条例の評価・検証シート（会派用）

条 文			条文の趣旨・解説		取組状況・実績、実情等	評価	評価の理由・問題点等	主な関連条文
第14条（議員定数）								
1 項	—	議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。	議会は、市民の多様な意見を持ちより市政に反映させる場です。その観点から、議員定数及び議員報酬については、市民による直接請求を除き、議会みずから市民の声を十分聴取して、議員又は委員会が提案する努力規定をうたっています。	一志		B		
				元気		B		
				さい		A		
				彗星	議員定数の改訂については実績有り。	A		
				公明		C		
2 項	—	議員の定数の条例改正に関する議案は、法第74条第1項の規定による市民の直接請求があった場合を除き、議員又は委員会が提案するよう努めなければならない。		一志		A		
				元気		A		
				さい		A		
				彗星		A		
				公明		A		
3 項	—	議員の定数は、別に条例で定める。				佐伯市議会議員定数条例	—	（評価対象外）
第15条（議員報酬）								
1 項	—	議員報酬の改定に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して市民の意見を聴取するため、議会モニター制度、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。	議会は、市民の多様な意見を持ちより市政に反映させる場です。その観点から、議員定数及び議員報酬については、市民による直接請求を除き、議会みずから市民の声を十分聴取して、議員又は委員会が提案する努力規定をうたっています。	一志		C		
				元気		C		
				さい		A		
				彗星	議員報酬の改訂については実績有り。	A		
				公明		C		
2 項	—	議員報酬の条例改正に関する議案は、法第74条第1項の規定による市民の直接請求があった場合を除き、議員又は委員会が提案するよう努めなければならない。		一志		B		
				元気		B		
				さい		A		
				彗星	実績有り。	A		
				公明		C		
3 項	—	議員報酬は、別に条例で定める。				佐伯市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例	—	（評価対象外）

【評価について】	【その他意見等（自由記載）】				
評価については以下により判定する。 ・「A」 --- 達成されている（取組が満足できる） ・「B」 --- 概ね達成されている（取組が概ね満足できる） ・「C」 --- 一部達成されている（取組がやや不足している） ・「D」 --- 今後努力を要する（取組が不十分）					

議会基本条例の評価・検証シート（会派用）

条 文			条文の趣旨・解説	会派名	取組状況・実績、実情等	評価	評価の理由・問題点等	主な関連条文
第16条（議員研修の充実）								
1 項	—	議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図り、法令及びこの条例の理念を議員に浸透させるよう努めるものとする。	市民の利益に資する政策条例の提案等を行うため議員個々の資質の向上を図る観点から、議員研修会を積極的に開催することを規定しました。	一志		B		④
				元気		C		
				さい		B		
				彗星	議員研修については毎年開催している。 延岡市議会との交流会も研修スタイルになった。	A		
				公明		B		
2 項	—	議会は、議員研修の充実強化に当たり、各分野の専門家その他の有識者との研修会を積極的に開催するものとする。		一志		B		④
				元気		C		
				さい		B		
				彗星	そもそも議員研修の充実強化について、到達点が見えているのか。 積極的に取り組んでいれば良い。	A		
				公明		C		
第17条（政務活動費）								
1 項	—	会派又は議員は、政策形成能力の向上等を図るため、政務活動費を有効に活用し、積極的に市政に関する調査研究、政策提言その他の活動を行うものとする。	この規定は、政務活動費を活用し、市長等に対し政策提言等を行う規定です。政務活動費は、法律の定めるところにより条例でその支出根拠を定めています。 ところで、政務活動費が制度化された国会での趣旨説明では、「その使途の透明性を確保することが重要」と発言されています。この趣旨を十分に踏まえ、「市民に対し使途の説明責任を負う」と規定しました。	一志		B		③、⑧、⑫
				元気		C		
				さい		B		
				彗星		B		
				公明		B		
2 項	—	会派又は議員は、政務活動費を適正に執行し、市民に対しその使途についての説明責任を負うものとする。		一志		A		③、④、⑤
				元気		A		
				さい		A		
				彗星		A		
				公明		A		
3 項	—	政務活動費の交付に関しては、別に条例で定める。				佐伯市議会政務活動費の交付に関する条例 佐伯市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則	—	（評価対象外）

議会基本条例の評価・検証シート（会派用）

条 文			条文の趣旨・解説	会派名	取組状況・実績、実情等	評価	評価の理由・問題点等	主な関連条文
第18条（議会広報の充実）								
1 項	—	議会は、市政に関する重要な情報を議会の視点から市民に対して提供するとともに、市民の意見、要望等を取り上げ、その内容及び対応について定期的に公表するよう努めるものとする。	地方自治の本旨の一つである住民自治は、自らの自治体は住民の意思によって治めるという解釈です。市の意思を確定した議会は、住民に対して説明責任を負うことから、多様な広報手段によって市民に対し説明するよう規定したものです。 現状は、議会だより、議会ホームページ及びケーブルテレビ（一般質問は生放送、開会・委員会審査・閉会日は録画放送）を通して情報開示に努めています。また、予算及び決算特別委員会をはじめとした会議の様子は、インターネット配信も開始しており、より開かれた市議会を目指そうとしています。	一志		C		③、④、⑥、⑦
				元気		C		
				さい		A		
				彗星		B		
				公明		C		
2 項	—	議会は、多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう広報活動に努めるものとする。		一志		C		③、④、⑥、⑦
				元気		C		
				さい		B		
				彗星	広報誌の充実とYouTubeやSNSの活用が進んだ。公開速度については、技術的な知識が必要。	B		
				公明		C		

【評価について】		【その他意見等（自由記載）】			
評価については以下により判定する。 ・「A」 --- 達成されている（取組が満足できる） ・「B」 --- 概ね達成されている（取組が概ね満足できる） ・「C」 --- 一部達成されている（取組がやや不足している） ・「D」 --- 今後努力を要する（取組が不十分）					

議会基本条例の評価・検証シート（会派用）

条 文			条文の趣旨・解説	会派名	取組状況・実績、実情等	評価	評価の理由・問題点等	主な関連条文
第19条（議会図書室の充実）								
1 項	—	議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。	法律で議会図書室は必置となっています。議会機能を強化する観点から、議員の調査研究は不可欠です。その意味において、図書、資料等の充実の規定を置きました。 なお、図書室は、議員の利用に支障のない限りで、市民や市職員に利用させることが可能となっております。	一志		B		
				元気		C		
				さい	会議室となっている。 図書室としての機能に不足はあるが、佐伯市議会において、支障は感じられない。	C		
				彗星		B		
				公明	議員のほとんどが図書館の利用、図書の充実を怠っている。	C		
2 項	—	図書室の利用に関しては、議長が別に定める。			佐伯市議会図書室規程	—	（評価対象外）	
第20条（調査機関の設置）								
1 項	—	議会は、市政の課題に関する調査の必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。		一志		C		
				元気		D		
				さい		B		
				彗星	具体的な姿は見えているのかから始めないと。	C		
				公明		C		
2 項	—	前項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。			該当例規なし			
第21条（予算の確保）								
—	—	議会は、二代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より開かれた議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。	議会には予算を提出する権限はありません。しかし、予算を伴う条例案を議員又は委員会が提出することは可能です。 このように、市民の利益に資する政策条例案を提出したり、そのための議会事務局職員を配置したり、議会活動を更に情報開示するなど、議事機関としての機能を果たすためには、必要最低限の予算の確保が必要になります。	一志		A		
				元気		A		
				さい		A		
				彗星		A		
				公明		A		
【評価について】				【その他意見等（自由記載）】				
評価については以下により判定する。 ・「A」 --- 達成されている（取組が満足できる） ・「B」 --- 概ね達成されている（取組が概ね満足できる） ・「C」 --- 一部達成されている（取組がやや不足している） ・「D」 --- 今後努力を要する（取組が不十分）								

議会基本条例の評価・検証シート（会派用）

条 文			条文の趣旨・解説	会派名	取組状況・実績、実情等	評価	評価の理由・問題点等	主な関連条文
第22条（自由討議の保障）								
1項	—	議会は、議案等の審議、審査又は調査においては、議員相互の自由な討議により議論を尽くして合意形成を図るよう努めるものとする。	今日、「議会は執行機関に対する一方的な質問の場に化している」と言われています。 議会は合議制の機関ですから、市民を代表する議員が議員同士で話し合うのは当然のことであり、それを一つにまとめる努力をし、議会の機関として市長に対峙するということが必要になります。もちろん、審査や調査の過程において、少数意見は尊重されなければなりません。 議案審査における自由討議は、多角的に審査できることで、議案のメリットとデメリットを議員同士が共有でき、市民にとって最善の案に修正していく役割が大きいといえます。一方、議会側が議案等を立案する場合は、その過程のほとんどが自由討議で占められ、一つの案に向けて合意形成を図っていくことになります。	一志		B		④
				元気		C		
				さい		A		
				彗星		B		
				公明		B		
2項	—	議長及び委員長は、議員相互の自由な討議が積極的に行われるように議会の会議及び委員会を運営しなければならない。		一志		B		④
				元気		B		
				さい		A		
				彗星		B		
				公明		B		

【評価について】					【その他意見等（自由記載）】			
評価については以下により判定する。 ・「A」 --- 達成されている（取組が満足できる） ・「B」 --- 概ね達成されている（取組が概ね満足できる） ・「C」 --- 一部達成されている（取組がやや不足している） ・「D」 --- 今後努力を要する（取組が不十分）								

議会基本条例の評価・検証シート（会派用）

条 文			条文の趣旨・解説	会派名	取組状況・実績、実情等	評価	評価の理由・問題点等	主な関連条文
第23条（委員会の活動）								
1 項	—	常任委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、所管事務調査の積極的な活用により、その機能を十分発揮しなければならない。	【1 項】常任委員会は、議会の下審査機関ですが、議会が政策立案及び監視・評価の機能を十分発揮するには、その活動が重要な意味を持つことになります。所管事務調査の機能は、将来議案になる案件や市政の課題について能動的に調査を行うことで、執行機関を監視し、付託議案の審査を深めるとともに、附帯決議案や議案等の立案につなげることです。この所管事務調査を閉会中に十分行うかどうかによって市政の課題に適切かつ迅速に対応できるか、委員会の調査・審査能力が左右されることにな ります。 執行部からの報告待ちという受け身の態勢ではなく、委員会が積極的に市政の課題に関し能動的に調査することにより、これまでよく耳にした「議会軽視」・「説明もなく急に議案を出して・・・」などの言葉はなくなってきます。 さて、本市議会では、議決事件の追加を3項目していますが、時代の流れの中にあって市政の重要な構想等が発生したときは、市長とともに議会が市の方向性に責任を持つ観点から、当該事件を議決事件として追加することが必要になります。このとき、所管事務調査の活用が重要な意味を持つことは言うまでもありません。	一志		B		③
				元気		B		
				さい		A		
				彗星		B		
				公明		B		
2 項	—	委員会の審査又は調査に当たっては、市民に対し資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。	【2 項】委員会の審査又は調査に当たっては、傍聴者等に対して議案その他の附属資料を配布し、分かりやすい議論に努めるものです。	一志		A		③
				元気		A		
				さい		A		
				彗星		A		
				公明		A		
3 項	—	委員長は、委員会の秩序保持に努め、委員長報告の作成及び当該質疑に対する答弁は責任をもって行わなければならない。	【3 項】委員長報告は、本会議での判断材料の重要な位置を占めるものです。したがって、委員長は、委員長報告の作成に責任を持つとともに、委員会に所属していない議員から、委員会の審査事件の経過及び結果に対し、質疑があれば責任を持って答えなければなりません。このため、委員長の責務を定めたものです。	一志		A		
				元気		A		
				さい		A		
				彗星		A		
				公明		A		

議会基本条例の評価・検証シート（会派用）

条 文			条文の趣旨・解説	会派名	取組状況・実績、実情等	評価	評価の理由・問題点等	主な関連条文
4 項	—	委員会は、市民の要請に応じ、議案等の審査及び調査の過程等を説明するため、市民懇談会等を積極的に行うよう努めるものとする。	【4 項】市議会に関するアンケートの結果を踏まえ、市政の課題や審査の過程等に関して、市民との懇談会等を積極的に行うよう規定しました。	一志		B		③
				元気		C		
				さい		B		
				彗星		B		
				公明	昨年度から市民団体の要望で懇談会を開催してほとんどの議員が参加している。	B		

【評価について】					【その他意見等（自由記載）】			
評価については以下により判定する。 ・「A」 --- 達成されている（取組が満足できる） ・「B」 --- 概ね達成されている（取組が概ね満足できる） ・「C」 --- 一部達成されている（取組がやや不足している） ・「D」 --- 今後努力を要する（取組が不十分）								

議会基本条例の評価・検証シート（会派用）

条 文			条文の趣旨・解説	会派名	取組状況・実績、実情等	評価	評価の理由・問題点等	主な関連条文
第24条（政治倫理）								
1 項	—	議員は、市民の負託にこたえるため、高い政治倫理観が求められていることを自覚し、市民の代表として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。		一志		C		
				元気		C		
				さい		A		
				彗星		C		
				公明		C		
2 項	—	議員の政治倫理に関しては、別に条例で定める。			佐伯市議会議員政治倫理条例 佐伯市議会議員政治倫理条例施行規程	—	（評価対象外）	
第25条（最高規範）								
—	—	この条例は、議会の最高規範であり、議会に関する他の条例、規則その他の法規を解釈し、又は制定し、若しくは改廃する場合は、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。	【3項】委員長報告は、本会議での判断材料の重要な位置を占めるものです。したがって、委員長は、委員長報告の作成に責任を持つとともに、委員会に所属していない議員から、委員会の審査事件の経過及び結果に対し、質疑があれば責任を持って答えなければなりません。このため、委員長の責務を定めたものです。	一志		A		
				元気		A		
				さい		A		
				彗星		A		
				公明		A		
第26条（議会及び議員の責務）								
—	—	議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則その他の法規を遵守して議会を運営し、市民の負託にこたえなければならない。	同上	一志		A		
				元気		A		
				さい		A		
				彗星		A		
				公明		A		
第27条（見直し手続き）								
—	—	議会は、この条例の施行後、常に市民の意思、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。	同上	一志		A		
				元気		A		
				さい		A		
				彗星		A		
				公明		A		

議会基本条例の評価・検証シート（会派用）

条 文	条文の趣旨・解説	会派名	取組状況・実績、実情等	評価	評価の理由・問題点等	主な関連条文
【評価について】			【その他意見等（自由記載）】			
評価については以下により判定する。 ・「A」 --- 達成されている（取組が満足できる） ・「B」 --- 概ね達成されている（取組が概ね満足できる） ・「C」 --- 一部達成されている（取組がやや不足している） ・「D」 --- 今後努力を要する（取組が不十分）						